

## 7 市町の優遇制度②（市町税に係る制度）

区分 市町名	制度の内容				
	適用基準		事項	範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
下関市	○取得及び賃借に要する費用 ①製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、こん包業 50,000(中小企業 3,000)	—	事業所設置奨励金 (再掲)	固定資産税相当額 (限度額1億円/年)	3年度間
	②植物工場、データセンター、情報サービス業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所、医療に附帯するサービス業、その他の保健衛生 10,000 (中小企業 3,000) (中小企業 1,000以上3,000未満)	— 新規雇用 3			
	本市の集積区域内で、集積業種に属する事業において、以下の規模で工場の新増設等を行う事業所が「企業立地計画」を作成し、県の承認を受けた場合  最低取得価額(土地、建物等の取得合計額) ①一般 : 20,000超 ②農林漁業関連 : 5,000超	—	課税免除 (企業立地促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
宇部市	①製造の事業、ソフトウェア業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超 ※旧豊田町並びに旧豊北町地域適用	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
	30,000 (中小企業 5,000)	—	○設置奨励金 (再掲) ○従業員住宅新設奨励金(再掲)	固定資産税相当額	3年度間
山口市	①製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超 ※旧楠町地域適用	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
	立地場所、業種により異なります (本文P18～20参照)	立地場所、業種により異なります (P18～20参照)	立地奨励金 (再掲)	固定資産税相当額	3年間 (最大5年)
	※重点立地促進分野の研究開発施設の場合 1,000	3人以上 (うち1人は研究者であることが必要)		固定資産税相当額	5年間 (最大7年)

区分 市町名	制度の内容				
	適用基準		事項	範囲	適用期間
	投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
萩市	①製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
	本市の集積区域内で、集積業種に属する事業において、以下の規模で対象施設の新増設等を行う事業所が「企業立地計画」を作成し、県の承認を受けた場合 最低取得価額(土地、建物等の取得合計額) ①一般 : 20,000超 ②農林漁業関連 : 5,000超	—	課税免除 (企業立地促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
防府市	準工業地域、工業地域、工業専用地域、防府市開発行為等の許可の基準に関する条例に定めるイ・ロの区域に工場等を新設・増設・移転する製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業者 30,000 (中小企業 5,000)	新規雇用 5 (中小企業 2)	工場等設置奨励金 (再掲)	○新設・増設 …固定資産税相当額 ○移転… ” の50%	3年間
	商業地域に事業所を新設・増設・移転する事業者 10,000 (中小企業 2,000)	新規雇用 5 (中小企業 2)	事業所等設置奨励金 (再掲)	○新設・増設 …固定資産税相当額 ○移転… ” の50% ※いずれも3年度間の合計額は1億円を限度	3年間
下松市	製造業 20,000 (中小企業 3,000)	常時雇用 20 (中小企業 7)	工場設置奨励金 (再掲)	○固定資産税のうち家屋と償却資産に係る税相当額(限度額1億円)	3年間
岩国市	①製造業、電気・ガス・熱供給水道業、運輸業、郵便業 50,000 (中小企業 2,000) ②情報通信業等の非製造業 10,000 (中小企業 2,000) ③岩国空港に関連する事業所 30,000 (中小企業 1,000)  ※条件免除 新規創業者及びアーケード負担金を伴う店舗・事務所を借りる場合 岩国空港の開港に関連し、業種の要件を満たし事業所を借りる場合	新規雇用 10 (中小企業 5) 新規雇用 5 (中小企業 2) 新規雇用 5 (中小企業 3)  ※条件免除 同左	事業所等設置奨励金 (再掲)	固定資産税及び都市計画税相当額 (限度額1.5億円/年)	3年間

区分 市町名	制度の内容				
	適用基準		事項	範囲	適用期間
	投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
光市	ひかりソフトパークに立地し、情報通信関連産業及び先端技術製造業を営む者	—	企業立地奨励金 (再掲)	固定資産税相当額	3年間
	ひかりソフトパーク除く 20,000 (中小企業 2,000)	新規雇用 10 (中小企業 3)	事業所設置奨励金 (再掲)	固定資産税相当額	3年間
長門市	①製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間
柳井市	製造の事業又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を構成する家屋及び償却資産で、一定の条件を満たし、取得価額の合計額が500万円を超えるもの(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円) ※旧柳井市地域適用	—	〔不均一課税 初年度 0.07/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 (半島振興法)〕	固定資産税の 一定割合 (限度額1億円)	3年度間
	本市の集積区域内で、集積業種に属する事業において、以下の規模で対象施設の新増設等を行う事業所が「企業立地計画」を作成し、県の承認を受けた場合  最低取得価額(土地、建物等の取得合計額) ①一般 : 20,000超 ②農林漁業関連 : 5,000超	—	課税免除 (企業立地促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象) (限度額1億円)	3年度間
	①製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超 ※旧大島町地域適用	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
美祢市 (1/2)	50,000 (中小企業 5,000) (市内地元中小企業 3,000)	新規雇用 15 (中小企業5) (市内地元中小企業3)	課税免除	固定資産税額の範囲内及び都市計画税	3年度間
	本市の集積区域内で、集積業種に属する事業において、以下の規模で対象施設の新増設等を行う事業所が「企業立地計画」を作成し、県の承認を受けた場合  最低取得価額(土地、建物等の取得合計額) ①一般 : 20,000超 ②農林漁業関連 : 5,000超	—	課税免除 (企業立地促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間

区分 市町名	制度の内容				
	適用基準		事項	範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
美祢市 (2/2)	①製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超	-	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
周南市	①製造業 大企業 50,000(25,000) 中小企業 2,000 (1,000) ②重点立地促進事業 (製造業における研究開発事業、水素関連事業、医療関連事業、環境エネルギー関連事業) 大企業 10,000(5,000) 中小企業 2,000 (1,000)  ※資本投下の額のうち建物と償却資産との取得額の合計額が( )内の金額以上であること	新規雇用 10 (中小企業 3) ※市外からの進出の場合	事業所等設置 奨励金 (再掲)	固定資産税相当額 ・大企業 2分の1 ・中小企業 全額	・大企業 2年間 ・中小企業 3年間
山陽小野田市	30,000 (中小企業5,000)	新規雇用 10 (中小企業 5) ※工場増設の場合	工場設置奨励金 (再掲)  従業員住宅新設 奨励金 (再掲)	固定資産税額の一部 相当額	3年間
周防大島町	①製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超	-	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間
和木町	50,000 (中小企業 5,000)	新規雇用 25 (中小企業 2)	工場設置奨励金 (再掲)	固定資産税相当額 ※3年度間の合計額は 1億円を限度	3年間
上関町	①製造の事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超	-	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間
田布施町	5,000 (うち建物及び償却資産分 2,000)	- (増設の場合は5 移転の場合は1)	企業立地奨励金 (再掲)	固定資産税額の 範囲内	3年間 (特認事例 は5年間)
平生町	①製造の事業、旅館業、情報サービス業 ②資本金 ・1,000万円以下 500 ・1,000万円超～5,000万円以下 1,000 ・5,000万円超 2,000	-	〔不均一課税〕 初年度 95/100 2年度 75/100 3年度 50/100 (半島振興法)	固定資産税	3年間

区分 市町名	制度の内容				
	適用基準		事項	範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
阿武町	1,500	5	課税免除	固定資産税	当初3年間
				固定資産税の1/2	以降2年間
	①製造の事業、ソフトウェア業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超	-	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間

当制度のお問い合わせは、各市町担当部課へ